

より効果的な生活習慣病予防のために 《特定健診が始まります！》

皆さんの健康を守り、増え続ける医療費を抑制するため



次のことがあげられます。

町でも、毎年実施している総合健診の基本健診時に特定健診を行います。今回は、新たになる健診内容について、お知らせします。

まず最初に、健診が新しくなった理由として、

特定健診は、四十〜七十四歳の方を対象として、基本健診受診時に実施されます。(七十五歳以上の方については、現在検討中です。分かります。次第、広報でお知らせします) 検査項目として、血液検査にLDL(悪玉)コレステロールが追加され、総コレステロールが除外されます。また健診内容に腹囲測定が入ってきます。これは、健診会場でお腹周りを肌の上から直接測ります。健診が終了すると結果判定

①医療費が年々増加し、その五割は心臓病や脳卒中、糖尿病およびその合併症などの生活習慣病であること。
②生活習慣病になる危険は、肥満に高血糖などの因子が重なることで増大する。
③メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の予防・解消で、生活習慣病は効果的に予防できる。
これらのことから、生活習慣病の予防に重点をおいた健診を行うことになりました。
次に健診の内容がどのよう変わるか、ということについて説明します。

三種混合(百日咳・ジフテリア・破傷風) 予防接種について

百日咳は、百日咳菌の感染で起こり、最初は普通の風邪と変わりませんが、次第に激しく咳込むようになる病気です。乳幼児では肺炎や脳症などの重い合併症を起こし、命を落とすこともあります。

本年7月に高知大学医学部で百日咳の感染が疑われる学生が確認され、休講の措置がとられました。現時点では本事例の流行は大学内にとどまっており、県内での流行はありませんが、生後3カ月以降の乳幼児で、三種混合(百日咳・ジフテリア・破傷風)ワクチンを未接種のお子さんは、早めに受けられるようお願いいたします。

仁淀川町では、三種混合予防接種を各地区で行っています。また県内の指定医療機関でも接種できます。

ご不明な点がありましたら、各地区の予防接種担当者までご連絡ください。

吾川地区

本庁保健福祉課 ☎ 35・0888

池川地区

池川総合支所健康福祉課

☎ 34・2321

仁淀地区

仁淀総合支所健康福祉課

☎ 32・1132

によって、受診者は三つのグループに分かれ、それぞれのグループに対応した保健指導が実施されます。
食事や運動などの生活指導を受けることによって、ご自分の生活習慣を見直し、改善していくことで、より健康になることを期待しています。
来年度、健診がスムーズに移行するため、また皆さんのご意見もお聞きしたいことから、今年十月に吾川地区で行われる総合健診で、腹囲測定を実施します。
肌の上から直接測ることに抵抗があるかもしれません



が、方法や測る場所など十分検討の上実施しますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

池川地区総合健診を受診された方へ

6月7・8日に池川地区で基本健診を受診された方については、全員に結果を送付しています。

がん検診については、精密検査の必要のない方には通知がありませんのでご了承ください。結果について、ご不明な点や不安なことがありましたら、保健師(☎ 34・2321)まで、お気軽にご連絡ください。

自然災害に気をつけましょう

台風

・

○

○

・

洪水

○

「二十十日」「二十一日」という言葉をご存じでしょうか？この時期は台風の来襲が多いといわれています。

言葉の意味を調べると、立春から数え二十日目は毎年九月一日ごろに当たり台風が来襲することが多く、稲の開花期と重なり農家では厄日とされています。また二十日は毎年九月十一日ごろに当たり台風の来襲することが多く、十日とならび二十日厄日と呼ばれ警戒されてきたようです。

近年では以前とは異なり、地球環境の変化で局地的な豪雨、時季外れの台風の来襲などが起こっているのも現状です。これから紹介する注意事項はほんの一部ですが、参考にして防災につなげていただきたいと思います。

▼増水している河川等には近づかないようにしましょう

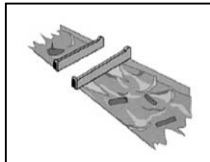
▼大雨で丘陵地や河川の流域に住む方は、危険だと判断されたら早めに避難しましょう



地滑り



がけ崩れ



河川の増水

▼気象・災害情報に注意しましょう

▼台風への備えは風や雨が激しくなる前に進めましょう

高吾北消防署

☎ 26・2111

仁淀川分署

☎ 35・0017

《人権の話》

仁淀川町高知地方事務局、いの人権擁護委員協議会では、「人権の花運動」に取り組んでいます。

この運動は、小学校に花の苗を贈呈し、児童が協力し合っ

校訪問し、ハナスベリヒユ・日々草・ペゴニアの苗を贈呈しました。苗は早速、三年生七人が植え付けをしました。

夏休み前には花が咲きそろいました。この花のように子どもたちがすくすくと成長することを願ってやみません。

九月の人権相談

十日(月)午前十時から午後三時まで、中央公民館で行いますので、お気軽にご利用ください。

高知地方事務局およびいの人権擁護委員協議会

☎ 088・893・0343

野鳥の密猟はNO！

メジロをはじめとする野生鳥獣を許可なく捕獲すること(密猟)は法律で禁止されており、これに違反した場合、1年以下の懲役または100万円以下の罰金という重い刑罰が課せられます。

野鳥の捕獲・飼養は法令を守って正しく行いましょう。

また野生の非狩猟鳥獣を飼養することは原則としてできません。ただし、メジロに限り、一定の条件において飼養とそれを前提とした捕獲が許可される場合があります。

捕獲許可および飼養の登録の問い合わせ
本庁産業建設課

☎ 35・1083

池川総合支所地域振興課

☎ 34・2114

仁淀総合支所地域振興課

☎ 32・1112



平成20年4月から 新たな後期高齢者医療制度が始まります

平成二十年四月から、現在の老人医療制度が後期高齢者医療制度に変わります。七十五歳(一定以上の障害がある方は六十五歳以上)の方はこれまでの国民健康保険や被用者保険などの医療保険から、後期高齢者医療に加入することになります。

この制度は、県内すべての市町村が加入する「後期高齢者医療広域連合」が運営することとなります。広域連合では、保険料の決定や医療の給付などを行います。また、市町村では、保険料の徴収と窓口業務を行います。

◆七十五歳になると新制度へ
七十五歳になると、現在加入している国民健康保険や被用者保険などの医療保険を脱退して、後期高齢者医療の被保険者となります。その際には、新たな届出などは必要なく、後期高齢者医療の被保険者証は、お住まいの市町村から配布させていただきます。

一定以上の障害がある六十五歳以上の方は申請することにより、この制度の被保険者となることができます。

このように、被保険者となるための要件は、現在の老人医療と全く同じです。

成二十年四月に被保険者証が交付されます。

◆保険料は個人ごと
保険料は、介護保険と同様に被保険者個人ごとに所得に応じて算定されることとなります。

後期高齢者医療が始まることによって、保険料を負担していただくこととなりますが、これまで加入していた国民健康保険や被用者保険を脱退することになりますので、これらの医療保険で負担していた保険料はなくなります。

◆所得の低い方は軽減
所得の低い方は、国民健康保険と同様に世帯の所得に応じて保険料が軽減されます。

さらに、被用者保険の扶養家族の方が、七十五歳になつて後期高齢者医療に加入すると、新たに保険料を負担していただくこととなります。しかしながら、これまで保険料の負担がなかったことから、加入時から二年間保険料が軽減されます。

◆保険料の徴収は主に年金から
保険料の徴収は市町村が行いますが、介護保険と同様に年金からの天引きとなります。年金額が年十八万円以上の年金を対象として、介護保険と後期高齢者医療の保険料の合計額が、年金額の二分の一を超えない場合には天引きとなります。

◆負担は老人医療と同じ
被保険者の方が、診療を受けた際に医療機関の窓口で支払う金額は、医療費の1割(現役並みの所得のある方は3割)です。また、支払った金額が所得に応じた一定の上限額を超えたときは、高額療養費として超えた分は払い戻されます。このように、診療の際の負担などは、現在の老人医療と同じです。

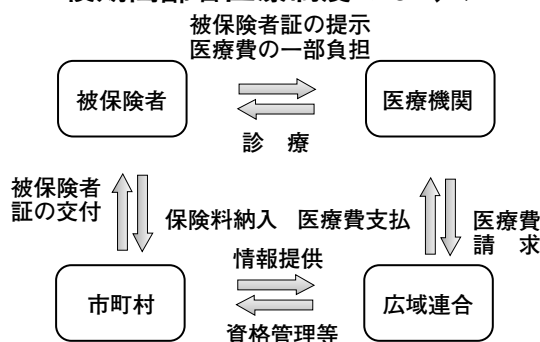
◎ 制度のポイント ◎

- ◇ 75歳以上(一定以上の障害がある場合は65歳以上)の方は、後期高齢者医療の被保険者となります。
- ◇ 被保険者から保険料を徴収します(主に年金からの天引きとなります)。
これまで加入していた国民健康保険や被用者保険は脱退することになりますので、これらの保険料は納めなくてよいこととなります。
- ◇ 所得の低い方は保険料が軽減されます。また、被用者保険の扶養家族の方は保険料が2年間軽減されます。
- ◇ 医療機関の窓口では、医療費の1割(現役並み所得者は3割)を患者本人が負担します(現在の老人医療と同じです)。
- ◇ 窓口業務や保険料の徴収は、お住まいの市町村が行います。
- ◇ 財政運営等は後期高齢者医療広域連合が行います。

◆申請、届出は市町村窓口へ
後期高齢者医療の運営は広域連合が行いますが、被保険者の方々が身近なところで手続きができるよう、各種の申請や届出などの受付は、お住まいの市町村の窓口で行います。

後期高齢者医療についての
お問い合わせは、役場本庁町民課(☎35・1088)または高知県後期高齢者医療広域連合(高知県高知市丸ノ内2丁目4番1号 ☎088・821・4525)までお願いします。

後期高齢者医療制度のしくみ



国民年金だより



年金時効特例法につきまして、平成十九年七月六日に公布、施行されました。

年金記録が訂正されている方、訂正される方へ

年金時効特例法について

いる方

一、年金記録の訂正により年金が増えたが、過去の増額

今までは、年金記録が訂正された結果、年金が増額した場合でも、時効消滅により直近の五年間分に限ってお支払いしていましたが、今回の改正で、年金記録の訂正による年金の増額分は、時効により消滅した分を含めて、ご本人または遺族の方へ全額を支払うことになります。

対象となる方

○すでに年金記録が訂正されて

分は時効消滅により、直近の五年間分に限って年金をお支払いしていた方。

二、年金記録の訂正により、年金の受給資格が確認され、新たに年金をお支払いすることになったが、過去の分は時効消滅により直近の五年分限り年金をお支払いした方。

三、一や二に該当する方が、亡くなられている場合には、そのご遺族の方。

○今後、年金記録が訂正される方

四、今後、年金記録が訂正された結果、従来であれば、一〜三と同じように、過去の分は直近五年間分の年金に限ってお支払いすることとなる方。

必要な手続き

○すでに、年金を受給開始後に年金記録が訂正されている受給者の方には、あらかじめ必要な記載事項を印字した用紙を順次発送します（平成十九年九月）ので、

それで手続きをお願いいたします。またその通知を待たずに、今すぐ手続きをしていただくこともできます。その場合には、お近くの社会保険事務所へ必要な書類をご提出ください。

○今後、年金記録が訂正される方につきましては、記録の訂正にかかる手続き以外に特別な手続きは必要ありません。

問い合わせ

高知西社会保険事務所

☎088・875・1717

年金ダイヤル

☎0570・05・1165



広告

リフォームのことなら

増改築相談員



修繕から高齢者のリフォームまでお気軽にご相談ください。

新築・増改築・リフォーム

片岡建築

仁淀川町名野川大平101番地

TEL 0889-36-0727

TEL 0889-35-0967

FAX 0889-36-0732

リフォーム支援ネット

リフォネット登録店

<http://www.refonet.jp/>

リフォネットに当店の情報を掲載しています。

リフォネットは、消費者が安心してリフォームを実施するために設けられた、公正・中立な立場で活動する団体です。

財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター